

公立鳥取環境大学及び公立鳥取環境大学大学院学位規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第70号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）及び公立鳥取環境大学大学院（以下「本大学院」という。）が授与する学位について、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）及び公立鳥取環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は学士、本大学院において授与する学位は修士とする。
2 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学士の場合は本学名、修士の場合は本大学院名を付記するものとする。

(学位の取消)

第3条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたとき、学長は学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

第2章 学士の学位

(学位の授与)

第4条 学長は、学則第48条及び第49条の規定により本学を卒業した者に学位を授与する。

(学位記)

第5条 学士の学位記は、別紙様式1のとおりとする。

第3章 修士の学位

(学位の授与)

第6条 学長は、大学院学則第15条及び第16条の規定により本大学院を修了した者に学位を授与する。

(学位記)

第7条 修士の学位記は、別紙様式2のとおりとする。

第4章 その他

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第42号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

学 位 記

氏 名

生 年 月 日

本 学 ○ ○ 学 部 ○ ○ 学 科

所定の課程を修め本学を卒業した

ので学士（学位分野）の学位を

授与する

○○○○（○○）年○○月○○日

公立鳥取環境大学学長 ○○ ○○

学 位 記

氏 名

生 年 月 日

本 学 大 学 院 ○ ○ 学 研 究 科

○ ○ 学 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て

所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 審 査

及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の で 修 士

（ ○ ○ 学 ） の 学 位 を 授 与 す る

○ ○ ○ ○ （ ○ ○ ） 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

公 立 鳥 取 環 境 大 学 学 長 ○ ○ ○ ○